移住・就業支援金の御案内

沼津市
ぬまづプロモーション課
プロモーション戦略室

令和８年６月更新

目　次

頁

１　移住元要件　・・・１

２　移住先要件　・・・４

３　支援金の額　・・・７

４　申請書類　・・・８

５　交付の条件　・・11

６　支援金の返還　・・・11

７　申請の期限　・・12

８　問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（参考）申請書の記入例　・・14

申請時において、次の「１ 移住元要件」と「２ 移住先要件」の両方を満たす方が移住・就業支援金（以下「支援金」といいます。）の対象者となります

１　移住元要件

次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１）　次のア、イのいずれかに該当

ア　沼津市へ移住※1 する直前の 10 年間のうち通算５年以上 かつ 移住する直前に連続して１年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」

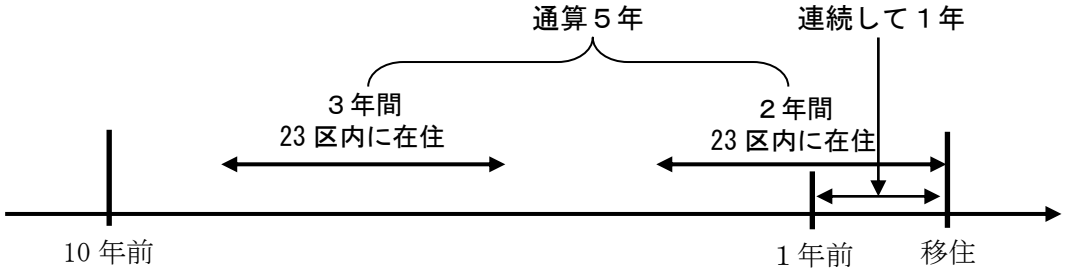

イ　沼津市へ移住する直前の 10 年間のうち通算５年以上 かつ 移住する直前に連続して１年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2 以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤※3 をしていたこと」

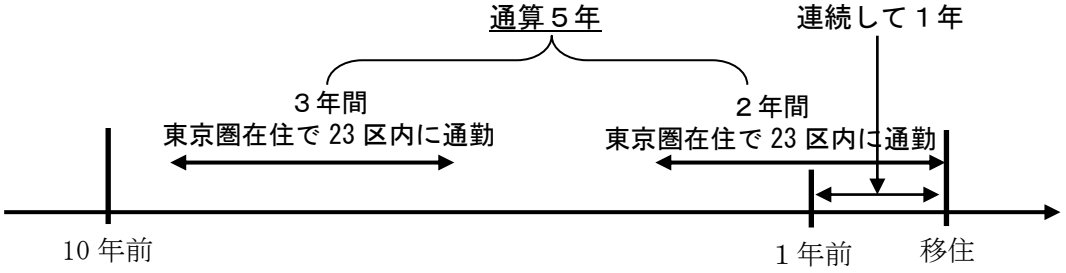

（注１）「ア　東京 23 区内に在住していたこと」と「イ　東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算５年以上　かつ　移住する直前に連続して１年以上」を満たしても対象となります。

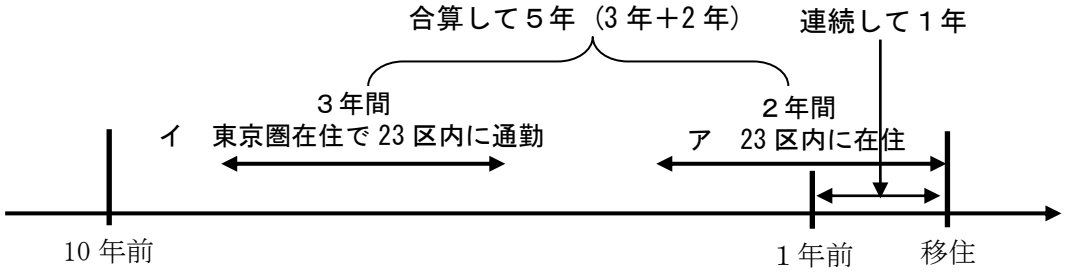

（注２）「移住する直前に連続して１年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「１年以上」の期間については、移住する３か月前までを起算点とすることができます。（ただし、３か月の期間中に東京圏（条件不利地域を除く）から転出している場合は対象外となります。）

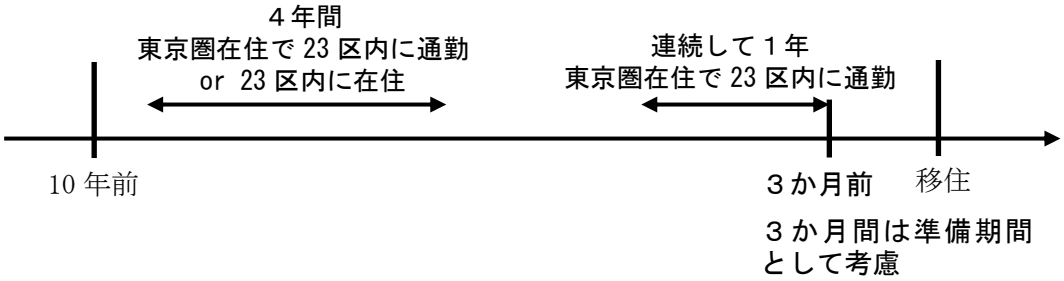

（注３）「移住する直前に連続して１年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、３か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。

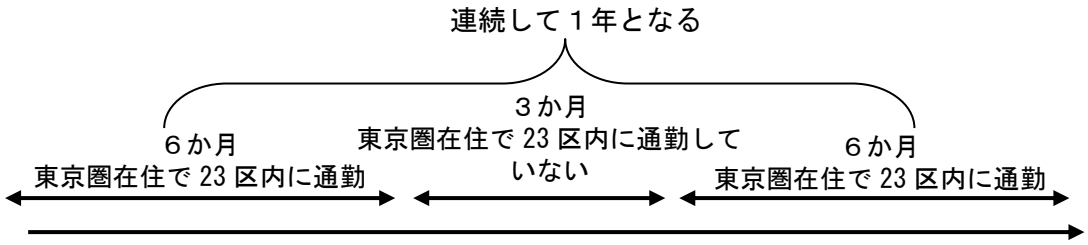

（注４）東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は２年を上限）として対象期間に加算できます。

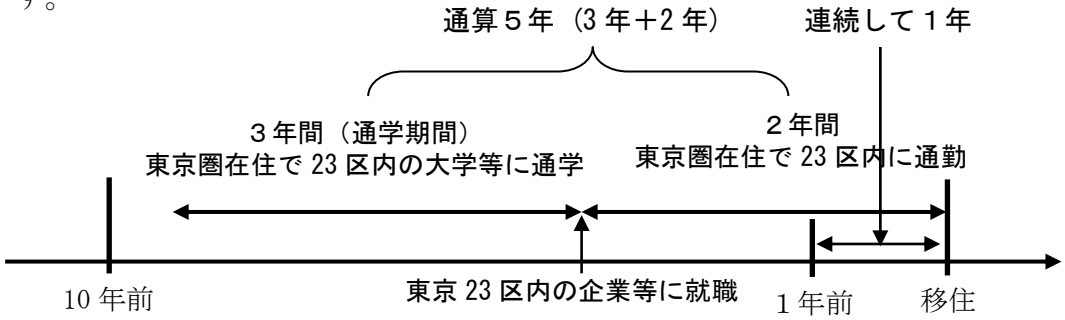

※１　「移住」とは、住民票を沼津市に異動し、生活の本拠を沼津市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※２　「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、
三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村

・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町
・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※３　雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります（公務員としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者ではありませんが、対象とすることができます)。

（２）　**次のア～オの全てに該当**

ア　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ　日本人、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業)）又はその前歴事業を活用した移住支援金（以下「移住支援金」という。)を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18 歳以上となり、市長が認める場合を除く。

エ　移住する直前に在住していた市区町村において、最近１か年市区町村税を滞納していないこと。

オ　その他市長が不適当と認めた者でないこと。

２　移住先要件

次の（１）～（５）のいずれかに該当する方

（１）『 ①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』

（２）『 ①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業』

（３）『 ①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク』

（４）『 ①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口』

（５）『 ①の要件を満たす移住、かつ、⑥の要件を満たす起業』

①　移住に関する要件

次のア、イの両方に該当する必要があります。

ア　支援金の申請時において、移住後１年以内であること。

イ　沼津市に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

②　就業に関する要件（一般の場合）

次のア～カの全てに該当する必要があります。

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　都道府県のマッチングサイト※４に掲載されている支援金対象求人に就業すること。

ウ　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。

エ　マッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした※５こと。

オ　就業した当該中小企業等に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※４　「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「しずおか就職 net」や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。
しずおか就職 net 内　静岡県移住・就業支援金求人サイト
サイト URL　https://shizuoka-job.jp/

※５　「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。

③　就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業※６又は先導的人材マッチング事業※７を利用して※８令和３年３月１日以降に就業し、**次のア～オの全てに該当**

ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※６　「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

※７　「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

※８　プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

④　テレワークに関する要件

次のア～ウの全てに該当する必要があります。

ア　所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を沼津市に異動した場合であって、沼津市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ　デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

※法人経営者や個人事業主の方は個別に御相談ください。

⑤　関係人口に関する要件

次のア、イのいずれにも該当する必要があります。

ア　次のいずれかに該当する必要があります。

１　沼津市又は静岡県と面談等により移住相談をしたことがあること。

２　本市に移住する直前の５年間において、ふるさと納税制度（地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税額控除制度をいう。）を活用して本市に寄附をした回数が２回以上あること。ただし、同年の１月１日から 12 月 31 日までの間になされる当該寄附については、その回数が複数回であっても１回として算定する。

イ　次のいずれかに該当する必要があります。

１　将来的な就農のための農業研修を受講していること又は市内に所在する農地の所有者であって販売農家であること。

２　市内において林業の事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること（森林における施業に直接従事するものに限る。）又は林業を営む個人事業主若しくは法人経営者であること。ただし、自活できる収入があるものに限る。

３　市内において漁業若しくは水産加工業の事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること（漁業又は水産加工業の作業を直接行うものに限る。）又は漁業若しくは水産加工業を営む個人事業主若しくは法人経営者であること。ただし、自活できる収入があるものに限る。

４　市内を運行する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業の事業所に運転手として週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること又は一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業の事業を営む個人事業主若しくは法人経営者であること。ただし、自活できる収入があるものに限る。

⑥　**起業に関する要件**

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を１年以内に受けていること（起業支援金の詳細については、起業支援金事務局**「（公財）静岡県産業振興財団 054－254-4511」**へお問い合わせください。）。

３　支援金の額

支援金の額は次のとおりです。支援金の申請は同一世帯で１回限りです。

区分		支援金の額
単身での移住の場合		60万円
２人以上の世帯※９での移住の場合		100万円
	18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※10	18 歳未満の者一人につき 100 万円を加算

※９　２人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において、移住後１年以内であること。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※10 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

・18歳未満の世帯員とは、申請年度の４月１日時点において18歳未満の世帯員をいいます（ただし、申請年度の４月２日が18歳の誕生日の場合は対象）。

・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

４　申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄
（１）全員が提出必須の書類	９ページ
（２）東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ	10ページ
（３）東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主の方のみ	10ページ
（４）東京圏から 23 区内の大学に通学し、23 区内の企業等へ就職した方のみ（通学期間も移住元としての対象期間に含める場合のみ）	10 ページ
（５）テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ	10, 11 ページ

＜支援金申請から交付までの流れ＞

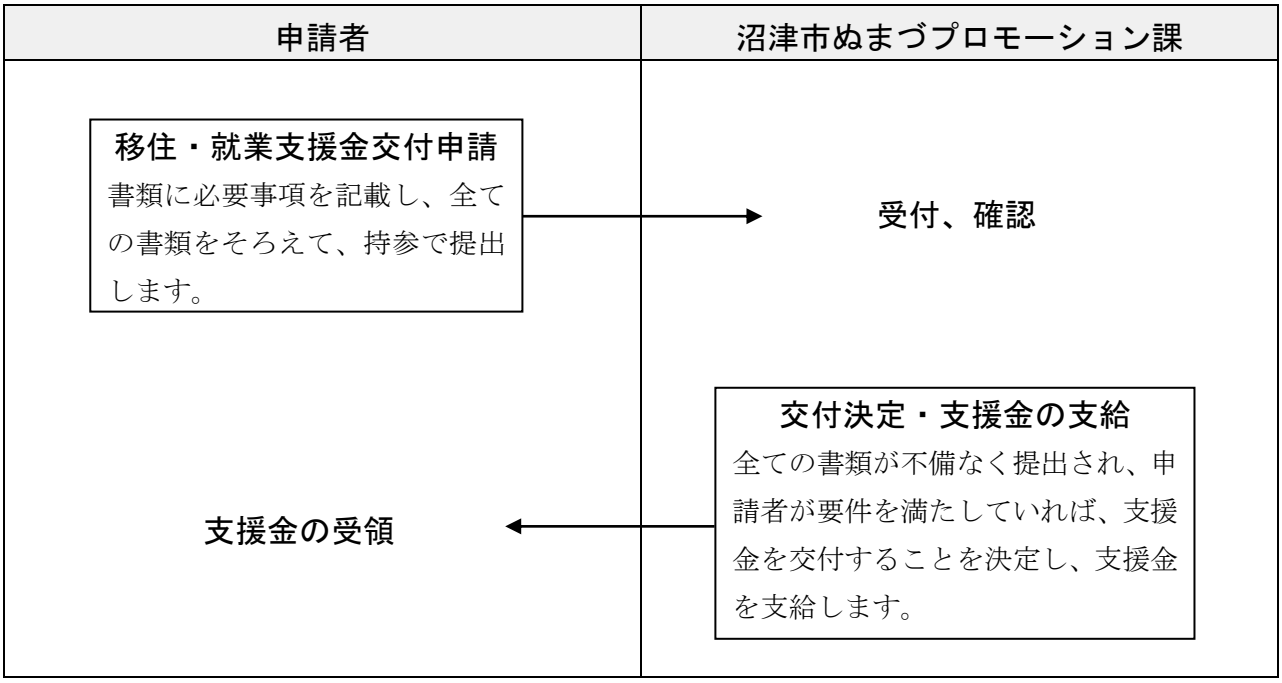

（１）全員が提出必須の書類

□　沼津市移住・就業支援金交付申請書（第１号様式）

□　誓約書兼同意書（第２号様式）

□　沼津市移住・就業支援金支払請求書（第６号様式）

□　写真付き身分証明書のコピー

例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー

□　住民票

※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分

□　移住元での住民票の除票（又は、戸籍の附票）

※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分

□　移住元での市区町村における最近１か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書等※11

※11 完納証明書を発行していない市区町村においては、移住時点で発行が可能な最近１か年の市区町村税の納税証明書等

＜以下は移住先の形態等で該当するものを提出＞

①　就業の場合

□　就業証明書（第３号様式）

②　テレワークの場合

会社員の場合

□　テレワーク証明書（第４号様式）

個人事業主・フリーランスの場合

□　テレワーク証明書（第４号様式の２）

③　関係人口の場合

アの２に該当する場合

□　寄附金受領証明書のコピー

イの１に該当する場合

□　農業研修を受講していることが確認できる書類又は農業を営んでいることを確認できる書類の写し

イの２に該当する場合

□　就業証明書または開業届の写し、履歴事項全部証明書その他林業を営んでいることを確認できる書類の写し

イの３に該当する場合

□　就業証明書または開業届の写し、履歴事項全部証明書その他漁業又は水産加工業を営んでいることを確認できる書類の写し

イの４に該当する場合

□　就業証明書または開業届の写し、履歴事項全部証明書その他一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることを確認できる書類の写し

④　起業の場合

□　起業支援金の交付決定通知書のコピー

（２）東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ

□　23区内で通勤していた法人等の就業証明書の写しその他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類の写し

例：就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

（３）東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

□　開業届の写しその他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類の写し

例：履歴事項全部証明書、開業届の写し、納税証明書、事業に伴う契約書　、在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等

□　沼津市移住・就業支援金移住元の要件に関する誓約書

（４）東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

（注）通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

□　在学期間や卒業校を確認できる書類の写し

例：卒業証明書、成績証明書等

□　移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書、離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

（５）テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ

□　（法人経営者の方のみ）履歴事項全部証明書の写し

※発行後３か月以内のものに限ります

□　（個人事業主の方のみ）開業届の写し又は確定申告書の写し

※発行後３か月以内のものに限ります

□　（個人事業主の方のみ）個人事業の開業・廃業等届出書の写し

□　事業に係る納税証明書

□　（個人事業主の方のみ）移住元で行っていた業務を移住後（申請日以降）もテレワークによって継続していることを確認できる書類

例：業務委託契約書、注文書（発注書）、注文請書（受注書）等

※移住前に行っていた業務を申請日以降も継続していることを契約期間等により確認できるものとします

□　（個人事業主の方のみ）申請前３か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

５　交付の条件

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

（１）　支援金の申請日から５年以内に沼津市での居住が困難となった場合は、速やかに沼津市に報告してその指示を受けること。

（２）　支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに沼津市に報告してその指示を受けること。

（３）　支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び沼津市から求められた場合には、それに応じること。

６　支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

（１）　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　支援金の申請日から３年未満に沼津市から転出した場合

ウ　支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合

エ　起業支援金の交付決定を取り消された場合

（２）　半額の返還

支援金の申請日から３年以上５年以内に沼津市から転出した場合

７　申請の期限

2027年１月29日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口に相談の上、申請してください。

＜申請期間＞

〇パターン１

2026 年４月１日に移住し、同年６月３日に対象企業に就業した場合

〇パターン２

2026 年２月５日に移住し、同年３月４日に対象企業に就業した場合

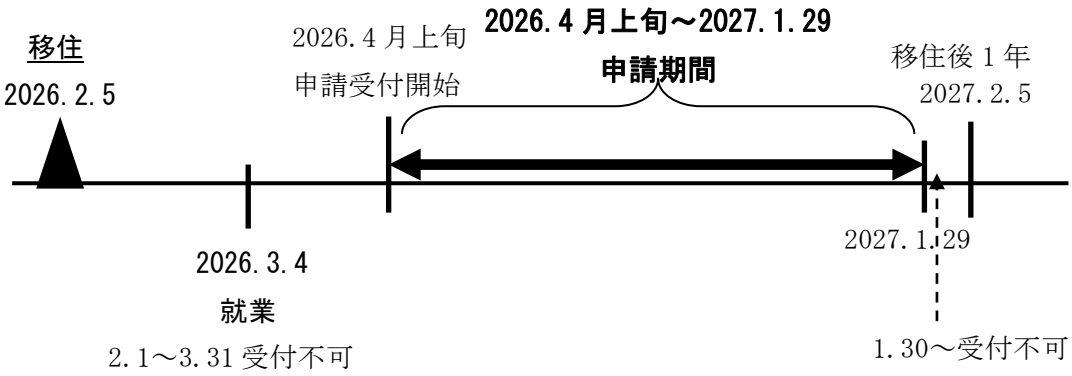

〇パターン３

2026 年５月 15 日に移住し、同年 6 月 10 日に対象企業に就業した場合

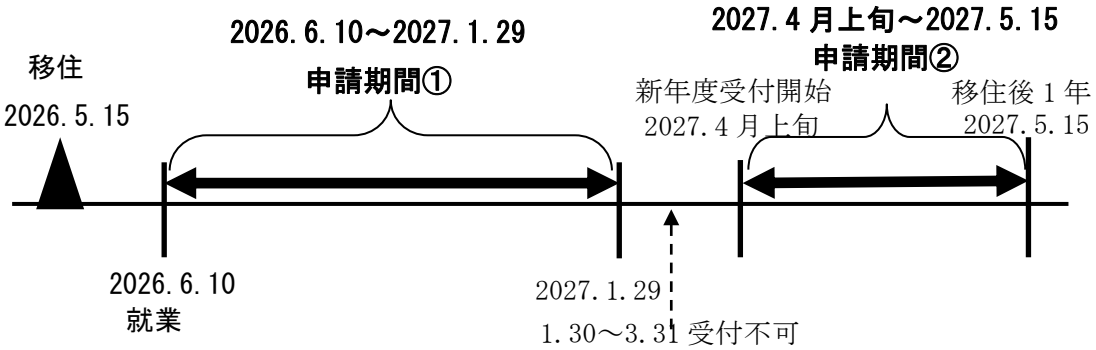

８　問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

（１）　問い合わせ先、申請書の提出先

沼津市役所　ぬまづプロモーション課　プロモーション戦略室

〒410－8601　静岡県沼津市御幸町16-1　沼津市役所２階

電話番号　055-934-4839

F　A　X　055-935-1560

E-Mail　iju@city.numazu.lg.jp

（２）　提出方法

提出書類内容の確認のため、持参にてお願いいたします。

※ FAX、E-Mail、郵送での提出は不可。

※ 持参の際は、事前にご連絡ください。

第１号様式（第５条関係）

記入例

沼津市移住・就業支援金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）沼津市長

沼津市移住・就業支援金交付要綱第５条の規定に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　申請者欄

フ　リ　ガ　ナ	ぬまづ　たろう	性別	生年月日
氏　　名	沼津　太郎	男	○年○月○日
住　　所	〒410-8601 沼津市御幸町○○	電話番号	055-934-××××
メールアドレス	○○@city.numazu.lg.jp		

２　支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身	○	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない）	２人
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	１人

支援金の種類		就業（一般）		就業（専門人材）	○	テレワーク		関係人口		起業

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から５年以上継続して、沼津市に居住する意思について	○	A.意思がある		B. 意思がない
過去10年以内の申請者を含む世帯員に係る本支援金の受給状況		A.受給している	○	B. 受給していない
(申請者及び世帯員の受給歴がある場合のみ記載) 受給した支援金を全額返還し、又は、過去申請時に 18 歳未満の世帯員が５年以上経過し、18 歳以上となり、申請している。		A. 該当する		B. 該当しない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から５年以上継続して、 就業・起業する意思について		A.意思がある		B. 意思がない

（テレワークの場合のみ記載） 沼津市への移住の意思について	○	A.自己の意思である		B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 移住先でテレワークにより勤務（原則、通勤しない）している。	○	A. 勤務している		B.勤務していない

4　移住元の住所

(注)移住元要件を満たす５年以上の在住履歴を記載

期　間	住　所
2018年３月２日 ～2021年４月10日	〒1××-×××× 神奈川県○×市△□××○号
2021年４月11日 ～2025年８月９日	〒1□×-×××× 埼玉県○○市△△××○号

5　（東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京特別区への在勤履歴

(注)５年以上の在勤履歴を記載

期　間	就業先	就業先の住所
2022年４月１日 ～2025年７月30日	○○△株式会社	東京都△△区××

6　（東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載）

東京特別区への通学履歴

期　間	通学先	通学先の住所
2018年４月１日 ～2022年３月17日	○○大学△△学部	東京都△△区××

7　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	株式会社○△　××事業部　△課
勤務先の住所	〒1□×-×××× 東京都△△区××
勤務先へ行く頻度	週　・　月　・　年　　回程度　／（行くことはない）／ その他（　　）
テレワークでの勤務時間	1週間あたり　　35時間

管理コード（沼津市使用欄）	

記入例

第２号様式（第５条関係）

誓約書兼同意書

支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

１　誓約事項

⑴　沼津市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを誓約します。

⑵　支援金に関する報告及び現地調査について、静岡県及び沼津市から求められた場合には、それに応じます。

⑶　以下の場合には、沼津市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

ア　支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ　支援金の申請日から起算して３年未満で沼津市以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ　支援金の申請日から起算して１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ　起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

オ　支援金の申請日から起算して３年以上５年以内に沼津市以外の市区町村に転出した場合：半額

２　同意事項

⑴　上記１⑴の誓約事項が遵守されているか確認するために、沼津市が静岡県警察本部に照会すること及び当該照会に係る必要書類の請求をしたときは当該請求に従うことに同意します。

⑵　上記１⑶の誓約事項が遵守されているか確認するために、沼津市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

⑶　静岡県及び沼津市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

〇年〇月〇日

（宛先）沼津市長

住所　沼津市御幸町〇〇

申請者

氏名　沼津　太郎

（署名又は記名押印）

記入例

第３号様式（第５条関係）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

○年　　○月　　○日

（宛先）沼津市長

所在地　　沼津市大岡○○
事業所名　○○○○株式会社
代表者名　沼津　一郎　印
電話番号　055-934-××××
担当者　　○○　○○

次のとおり相違ないことを証明します。

勤　務　者　名	沼津　太郎
勤 務 者 住 所	沼津市御幸町○○
勤務先所在地	沼津市大岡○○
勤務先電話番号	055-934-○○○○
就 業 年 月 日	○年８月19日
応募受付年月日	○年７月19日　←採用面接の申込みを行った日を記載
雇　用　形　態	週20時間以上の無期雇用
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない
	利用した事業名 □ ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ人材事業　　□ 先導的人材ﾏｯﾁﾝｸﾞ事業

備考　移住・就業支援金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県知事及び沼津市長の求めに応じて、静岡県及び沼津市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第４号様式（第５条関係）

記入例

テレワーク証明書（移住・就業支援金の申請用）

○年　　○月　　○日

（宛先）沼津市長

所在地　　東京都△△区××
事業所名　株式会社○△
代表者名　東京　一郎　印
電話番号　03－△△△△－△△△△
担当者　　○○　○○

次のとおり相違ないことを証明します。

勤　務　者　名	沼津　太郎
勤 務 者 住 所 （移住前）	東京都○○区△△
勤 務 者 住 所 （移住後）	沼津市御幸町○○
勤務先部署の所在地	〒1□×-×××× 東京都△△区××
勤務先電話番号	03－△△△△－△△△△
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）ではない。
勤　務　形　態	原則、通勤せず、週20時間以上テレワークにより業務を実施している。
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない。

備考　移住･就業支援金の交付申請及び補助金交付後の定住･就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県知事及び沼津市長の求めに応じて、静岡県及び沼津市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第４号様式の２（第５条関係）

記入例

※個人事業主・フリーランスの方向け

テレワーク証明書（移住・就業支援金の申請用）

○年　○月　○日

（宛先）沼津市長

所在地　東京都△△区××
事業所名　株式会社○△
代表者名　東京　一郎　印
電話番号　03－△△△△－△△△△
担当者　○○　○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

<table>
<tr><td>就労開始日</td><td colspan="3">○年　○月　○日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">就労時間
（固定就労の場合）</td><td>合計時間</td><td colspan="2">□ 月間　■ 週間　35 時間
（うち休憩時間　300 分）</td></tr>
<tr><td>就労日数</td><td colspan="2">□ 月間　□ 週間　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">平日　８時　30 分　～　15 時　30 分（うち休憩時間　60 分）
土曜　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
日祝　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">就労時間
（変則就労の場合）</td><td>合計時間</td><td colspan="2">□ 月間　□ 週間　時間
（うち休憩時間　分）</td></tr>
<tr><td>就労日数</td><td colspan="2">□ 月間　□ 週間　日</td></tr>
<tr><td>主な就労時間帯</td><td colspan="2">時　分　～　時　分
（うち休憩時間　分）</td></tr>
<tr><td>就労実績
（直近３カ月）</td><td>○年　○月
日/月
35 時間/月</td><td>○年　○月
日/月
35 時間/月</td><td>○年　○月
日/月
35 時間/月</td></tr>
<tr><td>特記事項（備考）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

記入例

第６号様式（第９条関係）

沼津市移住・就業支援金支払請求書

○年○月○日

日付は空欄でお願いします↑

（宛先）沼津市長

住所　　沼津市御幸町○○
申請者　氏名　　沼津　太郎
電話番号　055-934-××××

↓日付・指令番号は空欄でお願いします

年　月　日付け沼津市指令　　第　　号沼津市移住･就業支援金交付決定通知書をもって、沼津市移住･就業支援金交付要綱第８条の規定により沼津市補助金交付規則第12条の規定による確定通知があったものとみなされた支援金につき、同要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

↓金額は空欄でお願いします

1　支払請求金額

金額		百	拾	万	千	百	拾	円

2　振込先

振込先金融機関	金融機関名	（該当するものを○で囲んでください） ○○　(銀行)　金庫　農協　漁協　　沼津　本店　(支店)　支所　出張所
	口座の種別	(普通)・当座　（該当するものを○で囲んでください）
	口座番号	１２３４５６７
	フリガナ	ヌマヅ　タロウ
	口座名義人	沼津　太郎

記入例

第７号様式（第10条関係）

移住・就業支援金交付決定通知書再交付願

〇年〇月〇日

（宛先）沼津市長

沼津市移住・就業支援金交付要綱第10条の規定に基づき、沼津市移住・就業支援金交付決定通知書を再交付願います。

フ リ ガ ナ	ヌマヅ　タロウ	性別	生年月日
氏　　名	沼津　太郎	男	〇年〇月〇日
住　　所	〒410-8601 沼津市御幸町〇〇	電話番号	055-934-××××
再交付理由	紛失のため		
通 知 書 の 利 用 目 的	フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けるため		

（注）　本再交付願に加え、返信用封筒（　　円切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。